

令和2年北海道告示第570号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷北区地内の551.36㎡の土地を起業地とする「ぬかびら源泉郷温泉公園駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

ぬかびら源泉郷温泉公園は、自然公園法に基づき昭和9年に指定された大雪国立公園の東大雪地域に位置し、同法による施設計画において糠平集団施設地区における中央園地に位置づけられており、平成30年度7月に供用を開始している。

本件事業は、上士幌町が整備したぬかびら源泉郷温泉公園の利用環境の向上を図るため、新たに施設の一部となる駐車場を整備するものであり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

上士幌町は、「第5期上士幌町総合計画」を策定し、多様な自然の保全や景観の向上などに力を入れた「元気まち上士幌」を推進する計画となっている。

本件事業は、地域住民が主体となった構想策定委員会が策定した「ぬかびら源泉郷地区景観整備構想」に基づき整備した、「ぬかびら源泉郷温泉公園」の駐車場を整備するものである。

町は国庫補助金及び一般財源を主たる財源とした、事業に必要な予算を計上し、議会の議決を得ていることから、十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

上士幌町は平成24年3月に「第5期上士幌町総合計画」を策定し、多様な自然の保全や景観の向上などに力を入れた「元気まち上士幌」を目指してまちづくりを推進している。

平成26年8月には、特色ある観光地づくりを進め、さらに景観、利用環境を備えた温泉街を形成するため、地域住民が主体となった構想策定委員会を設置し、平成28年8月に「ぬかびら源泉郷地区景観整備構想」を策定し、廃業したホテル跡地を園地整備し、ぬかびら源泉郷温泉公園を整備した。

当該公園は、平成30年7月に供用を開始しているが、隣接する駐車場がないことから、国道での停車車輛の増加による交通事故の危険性や近隣民有地への無断駐車の問題があり、改善を求められている。

本件事業の完成により、主な交通手段が自家用車である公園利用者の駐車場不足が解消され、ぬかびら源泉郷温泉公園の利用環境が向上し、温泉街への誘客や交通安全面の向上に寄与することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業の完成により、騒音及び大気汚染の発生が予想されるが、アイドリングストップの啓発を行い、影響を最小限に抑制する措置を講じる予定である。

起業者が、令和2年7月に行った現地調査によると、起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されなかった。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業の駐車場は、その性質上、「ぬかびら源泉郷温泉公園」にできるだけ近い場所に設置されることが利用し易く望ましいと考えられ、本起業地はその条件を満たし、支障物件が存在しない更地の私有地のうち、利用可能な唯一の場所であり、利便性及び経済性の点で比較対象とすべき適当な土地が周囲に存在しないことから、その選定は合理的であると認められる。

当該駐車場の面積は、必要車両台数に基づき積算されており、妥当なものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3の(1)で述べたように、「ぬかびら源泉郷温泉公園」は既に供用が開始されていることから、早期に駐車場不足を解消して、利用環境を向上させる必要がある。

特に国道における停車車輛の増加による交通事故の危険性や近隣民有地への無断駐車が発生しており、交通事故の防止及び安全確保の点から早急な事業実施が望まれる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3の(3)で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。